



2023年7月13日

各位

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号
株式会社三栄建築設計
代表取締役社長 千葉 理恵
(コード番号:3228 東証プライム市場)

問合せ先: 執行役員経営企画本部長 榎本 喜明

電話番号: 03-5381-3212

令和5年8月期第3四半期決算発表の延期 及び同四半期報告書の提出遅延（見込み）のお知らせ

当社は、令和5年8月期第3四半期報告書につきまして、下記のとおり、提出期限である令和5年7月18日までに提出ができない見込みとなりましたので、お知らせいたします。株主・投資家の皆様をはじめ、取引先及び関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。

記

1. 提出が遅延する見込みに至った経緯

当社は、令和5年6月20日付け及び同月29日の当社各適時開示のとおり、当時オーナー社長であった小池信三氏が、令和3年3月25日、当社が解体工事を発注した業者に対する工事代金として発行した小切手約189万円を、第三者を介すなどして規制対象者に交付した事実（以下「本件」といいます。）を原因として、東京都公安委員会から勧告を受けました。

その後、当社は、令和5年6月22日適時開示のとおり、本件に関する事実の調査、類似する事案の有無に関する調査、コンプライアンス体制及びコーポレートガバナンス体制の状況、原因究明及び再発防止策の提言を目的として、同日付けで第三者委員会を設置しております。

監査法人と協議したところ、監査法人からは、本件自体の金額的重要性は低いとの見解をいただきましたが、当第3四半期レビューにおいては、本件が不当な利益供与に該当するかどうかを判断するとともに、類似取引の有無を確認する必要があるため、第三者委員会の調査結果を受領し、その結果を検討するための追加的な監査手続（監査法人によれば、第三者委員会の調査において、勧告対象取引と類似する取引が本件以外にも多数、多額に実施されていたことが判明した場合には、類似事案取引の種類・性質・内容に即したあるべき会計処理を検討するとともに、過去に開示した財務諸表の遡及訂正の要否についても検討を行う必要があります。また、第三者委員会の類似事案の有無に関する調査方法の適切性や調査結果の検証を行う必要もあるとのことです。）が必要であり、第3四半期報告書の提出期限である令和5年7月18日までに四半期レビュー報告書を提出することができない旨の意見をいただきました。

その結果、当社の令和5年8月期第3四半期報告書につきましては、提出期限である令和5年7月18日までに提出することができない見込みとなりました。また、上記状況から、令和5年7月14日に予定しておりました令和5年第3四半期決算発表についても延期することといたしました。

当社は、第三者委員会に対し、速やかな調査を要請しているところであり、第三者委員会からは、現時点までに、関係者へのヒアリング、デジタルフォレンジック調査、役職員に対するアンケート調査、ホットライン設置等を開始しており、その調査結果の報告は令和5年8月14日に行う見込みであるとの回答を得ておりますが、当社としても引き続き、第三者委員会の調査が迅速に行われるよう、全面的に協力してまいります。

2. 今後の見通し

令和5年7月18日が提出期限の第3四半期報告書の提出につきましては、提出期限の延長申請を含めて検討中であり、詳細が決定次第、速やかにお知らせいたします。

また、第三者委員会の調査報告書につきましても、受領後速やかにお知らせいたします。

株主・投資家の皆様をはじめ関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。今後ともご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上